

改正	昭和39年3月30日条例第70号	昭和41年10月13日条例第43号
	昭和41年12月26日条例第62号	昭和42年3月16日条例第17号
	昭和44年3月31日条例第26号	昭和45年3月28日条例第3号
	昭和46年7月13日条例第41号	昭和47年12月20日条例第37号
	昭和48年3月30日条例第5号	昭和51年12月23日条例第45号
	昭和56年3月26日条例第12号	昭和57年3月29日条例第19号
	昭和57年12月27日条例第39号	平成元年3月27日条例第8号
	平成6年10月17日条例第32号	平成7年10月12日条例第22号
	平成9年3月21日条例第1号	平成10年3月30日条例第18号
	平成11年3月15日条例第23号	平成11年12月20日条例第45号
	平成14年3月25日条例第21号	平成14年12月26日条例第58号
	平成15年7月24日条例第47号	平成26年3月20日条例第6号
	平成26年7月10日条例第33号	平成31年3月18日条例第3号
	令和元年7月16日条例第6号	

「県営水道給水条例」をここに公布する。

県営水道条例

題名改正〔昭和39年条例70号〕

目次

- 第1章 総則（第1条—第3条）
- 第2章 給水装置工事、費用の負担区分等（第4条—第12条）
- 第3章 給水の申込み等（第13条—第20条）
- 第4章 料金、手数料及び加入金（第21条—第28条）
- 第5章 給水の停止等（第29条—第31条）
- 第6章 雑則（第32条—第34条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定に基づき、県営水道の設置及びその管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔昭和39年条例70号・平成10年18号〕

（用語の意義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1） 県営水道 県が、導管その他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設（水道用水を供給するものを除く。）の総体をいう。
- （2） 配水管 必要量の浄水を一定以上の圧力で連続して需要者に供給するため施設した水道管（制水弁その他の付属用具を含み、給水装置に属するものを除く。）をいう。
- （3） 給水装置 特定の需要者に水を供給するため配水管から分岐して施設した給水管及びこれに直結する給水用具をいう。
- （4） 共用給水装置 2以上の世帯又はこれに準ずるものが共用する給水装置をいう。

一部改正〔昭和44年条例26号・57年19号〕

（給水区域）

第3条 県営水道の給水区域は、別表第1のとおりとする。

一部改正〔昭和44年条例26号〕

第2章 給水装置工事、費用の負担区分等

全部改正〔平成10年条例18号〕

(給水装置の新設等の申込み)

第4条 給水装置の新設、改造、修繕(水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号)第13条に規定する給水装置の軽微な変更を除く。第32条において同じ。)又は撤去をしようとする者は、あらかじめ長野県公営企業の管理者(以下「管理者」という。)に申込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定により申込みをした者(以下「申込人」という。)に対し、利害関係人の同意を証する書類の提出を求めることができる。

一部改正〔昭和44年条例26号・平成10年18号〕

(給水装置工事の施行)

第5条 給水装置工事は、管理者又は管理者が法第16条の2第1項の指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行するものとする。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査(使用材料の確認を含む。)を受け、かつ、工事しゅん工後に管理者の工事検査を受けなければならない。

全部改正〔平成10年条例18号〕

(給水管及び給水用具の指定)

第5条の2 管理者は、給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの間の工事に関する工法、工期その他の工事上の条件を指示することができる。

追加〔平成10年条例18号〕

(工事費の負担区分)

第6条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去(以下「新設等」という。)に要する工事費のうち、水道メーターの材料費(新設(移転等によるものを除く。))の場合にあつては、水道メーターの取付費を含む。)は県が負担し、その他の費用(以下「費用」という。)は申込人の負担とする。

2 管理者は、第4条第1項の規定による申込みを受けた場合において、当該申込みに係る給水装置の新設等のため県の布設計画に基づかない配水管を新設する必要があるときは、当該配水管の新設に要する工事費について、当該配水管を新設しないで当該給水装置の新設等をした場合に要する工事費の額と、当該配水管を新設して当該給水装置の新設等をした場合に要する工事費の額との差額の限度内において管理者が定める額を申込人の負担とするものとする。

3 管理者は、第4条第1項の規定による申込みを受けた場合において、前項の規定により工事費の一部を他の申込人の負担として新設した配水管を使用して給水する必要があるときは、当該配水管の新設に要した工事費のうち既に当該他の申込人が負担した額(この項の規定により、既に申込人が負担した額がある場合においては、当該額を含む。)以外の額の範囲内において、当該他の申込人が負担した額との権衡を考慮して管理者が定める額を当該申込人の負担とするものとする。

一部改正〔昭和42年条例17号・44年26号・平成10年18号〕

(費用の算出方法)

第7条 管理者が行なう給水装置の新設等の工事(前条の規定により申込人の負担により行なう配水管の工事を含む。)の費用は、次の各号に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 事務費

(6) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要があると認める費用

2 前項各号に掲げる費用の算出に関し必要な事項は、管理者が定める。

一部改正〔昭和42年条例17号・44年26号〕

(費用の予納)

第8条 申込人は、管理者が給水装置の新設等の工事を施行する場合には当該工事の費用の概算額(第6条第2項又は第3項の規定により配水管の工事費を負担する場合にあつては当該負担の概算額(同項の規定により負担する場合にあつては負担する額とする。))を含む。)を予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

2 前項の規定により納付した費用の概算額は、工事完成後に精算するものとする。

一部改正〔昭和42年条例17号・44年26号・平成10年18号〕

(給水装置の所有権の移転)

第9条 申込人は、管理者が給水装置の新設又は改造の工事を施行する場合には、当該工事が完成し、かつ、当該新設又は改造に要した費用を完納した時に、当該給水装置(水道メーターを除く。)の所有権を取得するものとする。

一部改正〔平成10年条例18号〕

(代理人の選定)

第10条 給水装置の所有者で、当該給水装置の所在する市町村内に居住しないものは、その者の所有する給水装置に関する事項を処理させるため、当該市町村内に居住する者のうちから代理人を選定し、その旨を管理者に届け出なければならない。当該代理人が欠けたときも、また同様とする。

(給水装置の変更工事等)

第11条 管理者は、配水管の移転その他やむを得ない理由によつて給水装置に変更を加える工事を必要とするときは、当該給水装置の所有者又は前条の規定により選定された代理人(以下「代理人」という。)の同意が得られなくても工事を施行することができる。この場合において、当該工事に要する費用は、県が負担する。

一部改正〔昭和44年条例26号〕

(費用の額の減免)

第12条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、第6条の規定により申込人が負担する額を減免することができる。

一部改正〔昭和44年条例26号〕

第3章 給水の申込み等

(給水の申込み)

第13条 県営水道により水の供給を受けようとする者は、管理者に申し込み、その承諾を得なければならない。

(管理人の選定)

第14条 共用給水装置により給水を受けようとする者は、県営水道の使用に関する事項を処理させるため、当該共用給水装置により給水を受ける者又は当該共用給水装置の所有者若しくは代理人のうちから管理人を選定し、その旨を管理者に届け出なければならない。当該管理人が欠けたときも、また同様とする。

2 管理者は、前項の規定による管理人を不適当と認めるときは、その変更を求めることができる。

(給水量の制限)

第15条 管理者は、災害その他やむを得ない理由があるときは、水圧の調節をすることにより、給水量の制限をすることができる。この場合において、管理者は、緊急やむを得ない場合を除き、当該制限をしようとする日時及び区域をあらかじめ関係者に周知するものとする。

2 前項の規定による給水量の制限をしたため、損害を生ずることがあつても、県はその責任を負わないものとする。

(給水装置の管理上の責任等)

第16条 第13条の規定により管理者の承諾を得て県営水道を使用する者(以下「使用者」という。)又は給水装置の所有者若しくは代理人(以下「使用者等」という。)は、水が汚染し、又は漏水しないように給水装置を管理しなければならない。

2 使用者等は、給水装置に異状があると認めるときは、直ちにその旨を管理者に届け出なければな

らない。

- 3 前項の届出があつた場合において、給水装置の修理を必要とするときは、その修理に要する費用は使用者等の負担とする。ただし、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置の修理（その原因が使用者等の責に帰すべきもの及び老朽によるものを除く。）に係る費用は、県が負担することができるものとする。

一部改正〔昭和42年条例17号・44年26号・平成10年18号〕

（水道メーターの保管等）

第17条 使用者等は、善良な管理者の注意をもつて水道メーターを保管しなければならない。

- 2 使用者等は、水道メーターの設置場所にその点検又は機能を妨げるような物件を設けてはならない。

一部改正〔平成10年条例18号〕

（かぎの貸与等）

第18条 管理者は、共用給水装置による使用者にかぎを貸与するものとする。

- 2 前項の規定による使用者は、かぎを使用する必要がなくなつたときは、直ちに管理者に返還しなければならない。

（貯水槽水道に係る管理者の責任）

第18条の2 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号に規定する貯水槽水道をいう。以下この条及び次条において同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うものとする。

- 2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

追加〔平成14年条例58号〕

（貯水槽水道の設置者の責任）

第18条の3 貯水槽水道のうち法第3条第7項に規定する簡易専用水道であるものの設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 2 貯水槽水道のうち前項に定めるもの以外のものの設置者は、管理者が定める基準に従つてその水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

追加〔平成14年条例58号〕

（消火栓及び私設消火栓の使用）

第19条 法第24条第1項の規定により設置された消火栓（以下「消火栓」という。）及び消火栓以外の消火栓（以下「私設消火栓」という。）は、消火又は消火演習の場合のほか、使用してはならない。

- 2 消火栓又は私設消火栓を消火演習に使用するときは、管理者の指定する職員の立会いを受けなければならない。

一部改正〔平成10年条例18号〕

（届出）

第20条 使用者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ、その旨を管理者に届け出なければならない。

（1） 県営水道の使用の休止（以下「使用休止」という。）をしようとするとき。

（2） 消火演習のために消火栓又は私設消火栓を使用しようとするとき。

- 2 使用者は、次の各号の一に該当するときは、速やかに、その旨を管理者に届け出なければならない。

（1） 消火のために水を使用したとき。

（2） 水道メーター又はかぎを亡失し、又は損傷したとき。

- 3 使用者等又は管理人は、その氏名若しくは名称又は住所に変更があつたときは、速やかに、その旨を管理者に届け出なければならない。

- 4 譲渡、相続その他の理由により、給水装置の所有権を取得した者は、取得した日から10日以内に、その旨を管理者に届け出なければならない。

一部改正〔昭和44年条例26号・平成10年18号〕

第4章 料金、手数料及び加入金

全部改正〔平成10年条例18号〕

(料金の徴収)

第21条 県営水道の料金（以下「料金」という。）は、使用者から徴収する。

2 共用給水装置による使用者は、料金を連帯して納付する義務を負うものとする。

(料金の額)

第22条 料金の額は、別表第2のとおりとする。

全部改正〔昭和44年条例26号〕

(料金の額の算定)

第23条 管理者は、料金算定の基準日としてあらかじめ管理者が定めた日（以下「定例日」という。）に水道メーターの点検を行い、その日の属する月分として料金の額を算定する。ただし、やむを得ない理由があるときは、管理者は、定例日以外の日に水道メーターの点検を行うことができる。

2 県営水道の使用を開始して1月に満たない者に係るものを除き、定例日は、隔月とすることができる。この場合において、各月分に係る料金は、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより算定する額とする。

(1) 定例日の属する月の前月分 当該定例日の直前の定例日から当該定例日までの間における使用水量（以下この条において「期間水量」という。）の2分の1に相当する水量（その数値に1未満の端数がある場合には、その端数を切り上げる。）を当該定例日の属する月の前月分の使用水量とみなして算定した額

(2) 定例日の属する月分 期間水量から前号の規定により当該定例日の属する月の前月分の使用水量とみなされる水量を差し引いて得た水量を当該定例日の属する月分の使用水量とみなして算定した額

(3) 定例日前1月以内において使用を休止をした場合における当該月分 前号に準じて算定した額（当該月分の使用水量とみなされる水量が基本水量の2分の1以下である場合においては、前号に準じて算定した額の2分の1の額に相当する額）

3 専用の水道メーターを施設した私設消火栓について前項の規定を適用する場合における各月分に係る料金は、前項各号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定めるところにより算定する額とする。

(1) 定例日の属する月以外の月分 基本料金の額

(2) 定例日の属する月分 期間水量を当該月分の使用水量とみなして算定した額

(3) 定例日以外の日において使用を休止した場合における当該月分 前号に準じて算定した額

（定例日の15日以前1月内又は定例日後15日以内において使用を休止した場合においては、基本料金を当該料金の2分の1の額に相当する額として算定した額）

一部改正〔昭和42年条例17号・44年26号・56年12号・平成10年18号・14年21号〕

(使用水量の認定)

第24条 管理者は、次の各号の一に該当し、使用水量が不明になったときは、当該使用水量を認定するものとする。

(1) 水道メーターに異状があつたとき。

(2) 公共の消防用として使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、特別の事情があつたとき。

一部改正〔平成10年条例18号〕

(臨時使用の場合の概算料金の予納)

第25条 工事その他の理由により、一時的に水を使用する者は、第13条の規定による承諾があつたときは、すみやかに、管理者が定める概算料金を予納しなければならない。

2 前項の規定により納付した概算料金は、県営水道の使用をやめたときに精算するものとする。

(料金の徴収方法)

第26条 料金は、管理者が毎月徴収する。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、2月分をまとめて徴収することができる。

2 使用者は、管理者の定めるところにより、1年以内の期間に係る概算料金を予納し、毎月その精

算を受けることができる。

一部改正〔昭和44年条例26号〕

(給水装置工事検査手数料等)

第26条の2 第5条第2項の工事検査を受けようとする者は、検査1回について7,350円の給水装置工事検査手数料を納付しなければならない。

2 第30条第2項ただし書の規定による確認を受けようとする者は、確認1回について7,350円の基準適合確認手数料を納付しなければならない。

追加〔平成10年条例18号〕

(開栓手数料)

第26条の3 工事その他の理由により、一時的に水を使用しようとする者は、1,000円の開栓手数料を納付しなければならない。

追加〔昭和42年条例17号〕、一部改正〔昭和44年条例26号・47年37号・51年45号・56年12号・平成10年18号〕

(消火演習立会手数料)

第27条 私設消火せんを専ら自己の消火演習に使用するため、第19条第2項の規定による立会いを受けようとする者は、立会い1回について1,000円の消火演習立会手数料を納付しなければならない。

一部改正〔昭和42年条例17号・44年26号・47年37号・51年45号・56年12号〕

(加入金)

第27条の2 給水装置の新設又は改造(水道メーターの口径を大きくする場合に限る。)をしようとする者は、申込みの際に加入金を納付しなければならない。

2 前項の加入金の額は、別表第3のとおりとする。

3 既に納付した加入金は、還付しない。ただし、管理者が特に必要があると認めるときは、この限りでない

追加〔平成10年条例18号〕

(料金、手数料及び加入金の減免)

第28条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、料金、手数料又は加入金を減免することができる。

一部改正〔平成10年条例18号〕

第5章 給水の停止等

(給水の停止)

第29条 管理者は、使用者が次の各号の一に該当するときは、その理由の継続する間、当該使用者に対する給水を停止することができる。

(1) 料金、手数料又は給水装置の費用を納期限内に納付しないとき。

(2) 正当な理由がなくて法第17条の規定による給水装置の検査又は第23条の規定による水道メーターの点検を拒み、又は妨げたとき。

(3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用している場合で、警告しても、これを改めないとき。

一部改正〔平成10年条例18号〕

(給水装置の基準違反に対する措置)

第30条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造又は材質が水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条の規定による基準に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が当該給水装置を当該基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が、指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、水道法施行規則第13条に規定する給水装置の軽微な変更であるとき又は当該給水装置の構造及び材質が前項の基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

一部改正〔平成10年条例18号・令和元年6号〕

(給水装置の切断)

第31条 管理者は、次の各号の一に該当する場合で、県営水道の管理上必要があると認めるときは、給水管を切り離すことができる。

(1) 給水装置の所有者の所在が60日以上不明で、かつ、使用者がないとき。

(2) 使用休止の状態にあつて、将来使用される見込みがないとき。

第6章 雑則

(過料)

第32条 知事は、次の各号の一に該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。

(1) 第4条の規定に違反して、給水装置の新設、改造、修繕又は撤去をした者

(2) 正当な理由がなく第29条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
一部改正〔昭和39年条例70号・平成6年32号・10年18号〕

第33条 知事は、詐欺その他不正の行為により、料金又は手数料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料を科する。

一部改正〔平成11年条例45号〕

(補則)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年3月30日条例第70号）

(施行期日)

1 この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正前の県営水道給水条例の規定に基づいて科した、又は科すべきであつた過料については、なお従前の例による。

附 則（昭和41年10月13日条例第43号）

この条例は、昭和41年10月16日から施行する。

附 則（昭和41年12月26日条例第62号）

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則（昭和42年3月16日条例第17号）

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日条例第26号）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条から第8条まで、第16条及び第26条の2から第27条までの改正規定は、昭和44年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の県営水道条例（以下「改正後の条例」という。）第22条及び第23条の規定は、昭和44年5月分の料金から適用する。ただし、定例日を隔月としている使用者で、定例日が昭和44年5月中に到来するものに係る当該月分の料金については、改正後の条例第23条第3項の規定は、適用しない。

(経過措置)

3 昭和44年4月1日前において受理した給水装置の新設等の申込みに係る工事の費用の負担区分に関しては、改正後の条例第2章の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 定例日を隔月としている使用者で、定例日が昭和44年5月中に到来するもののうち、県営水道条例第23条第2項第2号の規定により当該月分の使用水量とみなした水量（同項第3号の規定によるものを含む。）が基本水量をこえたものに係る当該月分の料金は、当該基本水量をこえる使用水量の2分の1に相当する水量を基本水量をこえる使用水量とみなして同項第2号又は同項第3号の規定を適用して得た額に、28円に当該基本水量をこえる使用水量の2分の1に相当する水量の数値を乗じて得た額を加えた額とする。

附 則（昭和45年3月28日条例第3号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和46年7月13日条例第41号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年12月20日条例第37号）

（施行期日等）

1 この条例は、昭和48年3月1日から施行する。ただし、第26条の2、第26条の3及び第27条の改正規定は、昭和48年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の県営水道条例別表第2の規定は、昭和48年4月分の料金から適用し、昭和48年3月分までの料金については、なお従前の例による。

（経過処置）

3 定例日を隔月としている使用者で、定例日が昭和48年4月中に到来するもののうち、県営水道条例第23条第2項第2号の規定により当該月分の使用水量とみなした水量（同項第3号の規定によるものを含む。）が基本水量をこえたものに係る当該月分の料金は、当該基本水量をこえる使用水量の2分の1に相当する水量を基本水量をこえる使用水量とみなして同項第2号又は同項第3号の規定を適用して得た額に、当該基本水量をこえる使用水量の2分の1に相当する水量の数値に40円を乗じて得た額を加えた額とする。

附 則（昭和48年3月30日条例第5号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和51年12月23日条例第45号）

（施行期日等）

1 この条例は、昭和52年3月1日から施行する。ただし、第26条の2から第27条までの改正規定は、昭和52年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の県営水道条例別表第2の規定は、昭和52年4月分の料金から適用し、昭和52年3月分までの料金については、なお従前の例による。

（経過措置）

3 定例日が隔月である使用者で、定例日が昭和52年4月中に到来するもののうち、県営水道条例第23条第2項第2号の規定により、当該月分の使用水量とみなした水量（同項第3号の規定によるものを含む。）が基本水量を超えたものに係る当該月分の料金は、当該基本水量を超える使用水量の2分の1に相当する水量を基本水量を超える使用水量とみなして同項第2号又は同項第3号の規定を適用して得た額に、当該基本水量を超える使用水量の2分の1に相当する水量の数値に60円を乗じて得た額を加えた額とする。

附 則（昭和56年3月26日条例第12号）

（施行期日等）

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の県営水道条例別表第2の規定は、昭和56年5月分の料金から適用し、昭和56年4月分までの料金については、なお従前の例による。

（経過処置）

3 定例日が隔月である使用者で、定例日が昭和56年5月中に到来するもののうち、県営水道条例第23条第2項第2号の規定により、当該月分の使用水量とみなした水量（同項第3号の規定によるものを含む。）が基本水量を超えたものに係る当該月分の料金は、当該基本水量を超える使用水量の2分の1に相当する水量を基本水量を超える使用水量とみなして同項第2号又は同項第3号の規定を適用して得た額に、当該基本水量を超える使用水量の2分の1に相当する水量の数値に95円を乗じて得た額を加えた額とする。

附 則（昭和57年3月29日条例第19号抄）

（施行期日）

1 この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月27日条例第39号）

（施行期日等）

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の県営水道条例別表第2の規定は、昭和58年5月分の料金から適用し、昭和58年4月分までの料金については、なお従前の例による。

（経過処置）

- 3 定例日が隔月である使用者で、定例日が昭和58年5月中に到来するもののうち、県営水道条例第23条第2項第2号の規定により、当該月分の使用水量とみなした水量（同項第3号の規定によるものを含む。）が基本水量を超えたものに係る当該月分の料金は、当該基本水量を超える使用水量の2分の1に相当する水量を基本水量を超える使用水量とみなして同項第2号又は第3号の規定を適用して得た額に、当該基本水量を超える使用水量の2分の1に相当する水量の数値に123円を乗じて得た額を加えた額とする。

附 則（平成元年3月27日条例第8号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成元年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（県営水道条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 施行日の前日において現に水道の供給を受けている使用者に係る施行日以後の最初の定例日の水道使用量に係る料金の額は、第17条の規定による改正前の県営水道条例別表第2の規定により算定して得た額とする。

附 則（平成6年10月17日条例第32号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年11月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成7年10月12日条例第22号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成7年11月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の県営水道条例別表第2の規定は、平成7年12月分の料金から適用し、平成7年11月分までの料金については、なお従前の例による。
（経過措置）

- 3 定例日が隔月である使用者で、定例日が平成7年12月中に到来するもののうち、この条例による改正後の県営水道条例第23条第2項第2号の規定により当該月分の使用水量とみなした水量（同項第3号の規定によるものを含む。）が基本水量を超えたものに係る当該月分の料金は、当該基本水量を超える使用水量の2分の1に相当する水量を基本水量を超える使用水量とみなして同項第2号又は第3号の規定を適用して得た額及び当該2分の1に相当する水量の数値に141円を乗じて得た額の合計額とする。

附 則（平成9年3月21日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成9年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（県営水道条例の一部改正に伴う経過措置）
- 4 第15条の規定による改正後の県営水道条例（次項において「新県営水道条例」という。）別表第2の規定は、平成9年4月分の料金から適用し、平成9年3月分までの料金については、なお従前の例による。
- 5 施行日の前日において現に水道の供給を受けている使用者に係る施行日以後の最初の定例日の水道使用量に係る料金の額は、新県営水道条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、第15条の規定による改正前の県営水道条例第22条及び第23条の規定により算定して得た額とする。

附 則（平成10年3月30日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の県営水道条例第6条第1項の規定は、平成10年4月1日以後に受理した給水装置の新設、改造、修繕又は撤去の申込みに係る工事の費用の負担について適用し、同日前に受理した給水装置の新設、改造又は撤去の申込み及び修繕の届出に係る工事の費用の負担については、なお従前の例による。

附 則（平成11年3月15日条例第23号）

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の県営水道条例別表第2の規定は、平成11年5月分の料金から適用し、平成11年4月分までの料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 定例日が隔月である使用者で、定例日が平成11年5月中に到来するもののうち、この条例による改正後の県営水道条例第23条第2項第2号の規定により当該月分の使用水量とみなした水量（同項第3号の規定によるものを含む。）が基本水量を超えたものに係る当該月分の料金は、当該基本水量を超える使用水量の2分の1に相当する水量を基本水量を超える使用水量とみなして同項第2号又は第3号の規定を適用して得た額及び当該2分の1に相当する水量の数値に158円を乗じて得た額の合計額とする。

附 則（平成11年12月20日条例第45号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成14年3月25日条例第21号）

(施行期日等)

- 1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の県営水道条例の規定は、平成14年5月分の料金から適用し、平成14年4月分までの料金については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 定例日が隔月である使用者で、定例日が平成14年5月中に到来するもののうち、当該定例日の直前の定例日から当該定例日までの間における使用水量からこの条例による改正後の県営水道条例第23条第2項第2号の規定により当該月分の使用水量とみなした水量（同項第3号の規定によるものを含む。）を差し引いて得た水量が基本水量を超えたものに係る当該月分の料金は、同項第2号又は第3号の規定を適用して得た額及び当該差し引いて得た水量から当該基本水量に相当する水量を差し引いて得た水量の数値に165円を乗じて得た額の合計額とする。

附 則（平成14年12月26日条例第58号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年7月24日条例第47号）

この条例は、平成15年9月1日から施行する。

附 則（平成26年3月20日条例第6号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。（後略）
- 2 次項に定めるものを除き、第12条の規定による改正後の県営水道条例（同項及び附則第4項において「新県営水道条例」という。）別表第2の規定は、平成26年4月分の料金から適用し、同年3月分までの料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において現に県営水道により水の供給を受けている使用者に係る施行日以後の最初の新県営水道条例第23条第1項に規定する定例日の属する月分までの料金の額は、新県営水道条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、第12条の規定による改正前の県営水道条例第22条及び第23条の規定の例により算定して得た額とする。
- 4 新県営水道条例別表第3の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金から適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（平成26年7月10日条例第33号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の県営水道条例別表第2の規定は、平成26年11月分の料金から適用

し、同年10月分までの料金については、なお従前の例による。

附 則（平成31年 3 月18日条例第 3 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月 1 日から施行する。（後略）
（県営水道条例の一部改正に伴う経過措置）
- 2 次項に定めるものを除き、第 8 条の規定による改正後の県営水道条例（同項及び附則第 5 項において「新県営水道条例」という。）別表第 2 の規定は、平成31年10月分の料金から適用し、同年 9 月分までの料金については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）の前日において現に県営水道により水の供給を受けている使用者に係る施行日以後の最初の新県営水道条例第23条第 1 項に規定する定例日の属する月分までの料金の額は、新県営水道条例第22条及び第23条の規定にかかわらず、第 8 条の規定による改正前の県営水道条例第22条及び第23条の規定の例により算定して得た額とする。
- 4 新県営水道条例別表第 3 の規定は、施行日以後の申込みに係る加入金から適用し、施行日前の申込みに係る加入金については、なお従前の例による。

附 則（令和元年 7 月16日条例第 6 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和元年10月 1 日から施行する。

（別表第 1）

給水区域
長野市、上田市、千曲市及び埴科郡坂城町のうち、企業管理規程で定める区域

全部改正〔昭和46年条例41号〕、一部改正〔昭和48年条例 5 号・平成15年47号〕

（別表第 2）（第22条関係）

- 1 水道料金（専用の水道メーターを施設した私設消火栓に係る水道料金を除く。）

料金（1月について）			
基本料金			超過料金 （基本水量を超え・る 1 立方メートルについて）
水道メーターの口径	基本水量	料金	
ミリメートル	立方メートルまで	円	円 190
13	10	1,413	
20	20	3,313	
25	25	4,263	
30	40	7,113	
40	60	10,913	
50	100	18,513	
75	200	37,513	
100	300	56,513	
125	400	75,513	
150	600	113,513	
200	1,000	189,513	

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定により現に保護を受けている者である使用者（管理者が別に定める者に限る。）又は母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第 6 条第 6 項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものである使用者（管理者が別に定める者に限る。）の使用に係る水道メーターの口径が13ミリメートルである場合における基本料金は、706円とする。

- (2) 水道メーターの口径が20ミリメートルである場合における料金は、1月の使用水量が基本水量に満たない場合にあつては、当該使用水量が10立方メートル以下のときは2,373円とし、当該使用水量が10立方メートルを超え15立方メートル以下のときは2,843円とする。
- (3) 月の中途において県営水道の使用を開始し、又は休止した場合における当該開始し、又は休止した日を含む月分の料金は、当該料金の計算の基礎とされた使用水量が基本水量の2分の1以下であるときに限り、上表に定める基本料金の2分の1に相当する額（水道メーターの口径が20ミリメートルである場合にあつては、1,656円）とする。

2 専用の水道メーターを施設した私設消火栓に係る水道料金

料金（1月について）		
基本料金		使用水量に対する料金 （1立方メートルに・ついて）
水道メーターの口径	料金	
ミリメートル	円	円 190
75	2,861	
100	3,403	
125	4,631	
150	5,993	
200	8,994	
<p>県営水道の使用を開始し、又は休止した場合における当該開始し、又は休止した日を含む月分の基本料金は、料金の計算の基礎とされた期間が15日未満であるときに限り、上表に定める基本料金の額の2分の1に相当する額とする。</p>		

全部改正〔昭和56年条例12号〕、一部改正〔昭和57年条例19号・39号・平成元年8号・7年22号・9年1号・10年18号・11年23号・14年21号・26年6号・31年3号〕

(別表第3) (第27条の2関係)

1 新設に係る加入金

水道メーターの口径	加入金
ミリメートル	円
13	33,000
20	66,000
25	132,000
30	264,000
40	462,000
50	693,000
75	1,584,000
100	管理者が別に定める額
125	
150	
200	
<p>給水装置を撤去した者で給水装置を新設しようとするものに係る加入金の額は、新設する給水装置の水道メーターの口径に応じた額から撤去した給水装置の水道メーターの口径に応じた額を減じて得た額とする。</p>	

2 改造に係る加入金

改造後の給水装置の水道メーターの口径に応じて1の表に定める額から改造前の給水装置の水道メーターの口径に応じて同表に定める額を減じて得た額

追加〔平成10年条例18号〕、一部改正〔平成26年条例6号・31年3号〕